

あいおい損保「超払い渋り」追及 第3弾

ご契約者 及川 栄記
 下記契約の保険証券を(裏書)の「あいおい」のためお預り
 [取消]させていただきます。

6507945307
 平成17年10月18日
 平成17年11月26日
 あいおい損害保険株式
 課・支社
 係長

「保険を勝手に取り消された!」

交通事故遺族が涙の訴え

本誌報道で
 6000万円振り込みも



本誌があいおい損保の「超」払い渋り問題を取り上げてから2カ月、筆者の元に驚くべき知らせが入った。記事中で払い渋りの例として取り上げた男性に、あいおい損保から突然6千万円を超える金額が振り込まれたというのだ。また、同社によって保険を勝手に取り消されたという究極の「払い渋り」の疑惑も浮上した。

本誌は「あいおい損保の『超』払い渋り」(7月28日号)と題して、同社の自動車保険(人身傷害補償)に加入して交通事故に遭い、脊髄損傷の重度後遺障害を負った男性の例をモデルケースとして取り上げた。あいおい損保はこの男性に保険金を支払わないのに、同ケースで他社は支払うという矛盾を指摘したが、同社は取材時にも「支払えない」と繰り返していた。

それだけではない。同社は、7月に本誌記事が出た直後、「週刊朝日」掲載記事に係るQ&A」と題した内部文書を社内配布。同社の支払わない方針を「正しい判断である」と強硬に主張していた。同社の一部支社などでは、契約者からの問

実だ。しかし、あいおい損保の一貫性のない対応には大いに疑問が残る。
 この男性の母親は、保険金を受け取った後も同社への疑念を口にしていた。
 「2年もの間、孤独な交渉を続け、何度も諦めようと思いましたが、でも、契約時の説明と違うことにどうしても納得できなかった。万一のためにと契約した自動車保険が、逆にこんな苦しみを招くとは、想像もできませんでした」

損保会社が金融庁の指示で内部調査をし、多数の保険金不払いが次々と判明しているが、本誌10月6日号でも取り上げたとおり、あいおい損保の不払い件数は大手6社で最も多い。表面化しているのは大半が少額の特約保険だが、前出の男性のような約款の解釈による高額な不払いはこの中に含まれていない。Aさんと同様に損保会社の一方的な判断で支払いを拒否されている被害者がほかにいないかどうか、業界全体で再確

認する必要があるだろう。
 あいおい損保の払い渋り問題について本誌が取り上げた後、編集部と筆者あてに、「損保の理不尽な払い渋りに苦しんでいる」という具体的な訴えが相次いでいる。その中に、あいおい損保の契約者からの、にわか

に信じ難い訴えがあった。「あいおい損保に保険証券を騙し取られ、何の説明もなく勝手に契約を取り消されてから1年がたとうとしています。その間、再三再四、証券の返還と説明を求めてきましたが、あいおいは無視を続けているのです。契約者を愚弄するこのような態度が許されていないのでしょうか」
 憤りを隠せない様子でそう語るのは、仙台市に住む及川栄記さん(56)だ。
 及川さんは、この半年間に10通以上の質問状をあいおい損保本社に送ったが、同社からは具体的な回答が一切ないというのだ。及川さんの説明による経緯は、135頁に表にした。

「私がこの証券はおかしい」と抗議すると、A氏は困惑したように「上の者と相談します」と答えました。そして、6日後の17日、わが家にA氏と共に、あいおい損保のB氏、C氏が来訪し、事務処理のミスを認めました。そしてA氏は、「書類を訂正して差額を領収すれば保険は有効に作用します」と説明し、その場で差額保険料の計算メモや車両入れ替えの承認請求書などを渡され、「交通事故証明書が出たら保険金の支払い手続きを進めます」という話にな

「保険は有効」と社員に言われた

及川さんは語る。
 「本当はけがをされた同乗者の方々への対応をすぐしなければならぬ立場なのですが、息子の通夜、葬儀とめまぐるしく日がたつてしまし、息子の車の自動車保険証券を確認したのは、事故から1週間後(11月11日)でした。保険は満期更改したばかりで、対人、対物ともに無制限だったので、被害者の方々への償いをさせていただけると胸をなで

事故は05年11月4日午前1時10分ごろ、仙台市太白区の市道で起こった。及川さんの次男 英樹さん(当時25)が運転する乗用車RX7が、カーブを曲がりきれず、コンクリート塀に激突。英樹さんは即死。同乗していた英樹さんの従弟、三塚征良さん(当時25)が意識不明の重体、会社員の女性(当時19)と高校生の男性(当時17)が重傷を負った。

右から、及川英樹さんが乗っていた事故車両、英樹さんの遺影を前に訴える父・栄記さん、あいおい損保が及川さんに渡した自動車保険承認請求書、郵送された保険証券の預り証

やなぎはら・みか 1963年生まれ。交通事故、保険制度、司法問題などを取材。『死因究明 葬られた真実』(講談社)で、日本の検視捜査のさまざまな実態を告発した。他の著書に、『示談交渉人 裏ファイル』『交通事故被害者は二度泣かされる』など。

契約者・及川氏側の説明による
あいおい損保とのやりとりの経緯

月日	概要
2005年8月8日	及川英樹氏がシルビアからRX7に車を持ち換え（任意保険加入を勧めた中古車販売会社の営業担当者は、英樹氏が「あいおいに入っているのだから継続する」と断ったと証言）
9月29日	保険の満期(10月18日)を前に、あいおい損保の自動車保険を更新(代理店のA氏は「電話で内容確認して継続した」と証言)
11月4日	午前1時10分に事故発生。運転者の英樹氏は死亡。同乗者3人が重体・重傷を負う
11月11日	父・栄記氏が保険証券の車両の相違に気づく。あいおい損保に事故の報告をし、記載が間違っていると指摘。代理店にも指摘
11月15日	(あいおい損保が「自動車保険承認請求書」を作成。10月18日からRX7の契約だったと訂正)
11月17日	代理店のA氏、あいおい損保のB氏、C氏が来訪し、事務処理のミスを確認。「交通事故証明書ができたら支払い手続きを進める」と説明
11月21日	栄記氏が車両変更に伴う保険料の差額を支払い、領収書が発行される
11月26日	B氏が来訪。「事務処理に時間がかかるので、保険証券を預かる」と説明し、証券を持ち帰り、受け取っていた差額の保険料を「いったん戻します」と置いていく。また、「シルビアの契約を取り消すため」と説明して、保険承認請求書を示したため、栄記氏が押印
11月28日	不信任感を覚えた栄記氏が、戻された保険料を再度振り込み、B氏に保険証券の預かり証がほしいと伝える
12月2日	「保険証券お預り証」が郵送で届く。預かり理由が「取消」となっており、不安に
2006年1月26日	交通事故証明書発行。11月17日の話をもとに、あいおい損保に連絡
2月15日	栄記氏がB氏、C氏と会うと、突然、「支払わない方向にしたので了解してほしい」と言われ、強く抗議。その後、書面などであいおい損保に抗議を続けるが、回答なし

ったのです」

この日、及川さんが受け取った「自動車保険承認請求書」の控えを見せてもらった。作成は11月15日。「新契約者氏名」の欄には「及川英樹 代表相続人 及川栄記(栄記の文字のみ自署)」、「被保険自動車」の欄には新しい車であるRX7の型式と登録番号が記され、「異動日」は「平成17年10月18日」とある。事故日である11月4日には、RX7に保険がかかっていたことが証明する内容に見える。

あいおい損保の素早い対応に安心した及川さんは、週明けの21日、指示されたとおり、差額保険料を振り込み、領収書も受け取った。ところが、その5日後、営業社員のB氏が突然、及川さん宅を訪れた。

「Bさんは『事故処理に時間がかかりそうなので、保険証券は前もっていったんお預かりします。それから、先日いただいた差額保険料も、いったん戻しておきます。保険金の支払い手続き

が始まるころに、またいた

「B氏のことを信頼していた及川さんは、言われるまま、一度振り込んだ保険料を受け取り、証券を手渡したという。しかし、冷静に考えれば、車両入れ替えの手続きも無事に済み、保険料の差額も領収したというのに、今になって証券を取りに来るのはおかしい話だ。漠然とした不信感を抱いた及川さんは、2日後、払い戻された保険料を再度振り込んだ。そしてB氏に「証券の預り証がほしい」と伝えたという。

郵送されてきた「取消」の預り証

しかし、12月2日、郵送されてきた「保険証券お預り証」を目にした及川さんは、絶句した。「そこには「取消」のための預かりだと書かれていたのです。証券を持ち帰るときは確かに「保険金の支払

い手続きに使いますので」という説明だったのに……。このとき、私は初めて騙されたと感じたのです。そういえば、証券を取りに来たとき、17日に受け取った「自動車保険承認請求書」の控えも一緒に出すよう言われたのですが、そのときたまたま書類が見つからなかったもので、幸い手元に残ったのです」

その後、及川さんは交通事故証明書が出たのを機にB氏、C氏と面談した。しかし、態度は豹変。「契約は無効。保険金は払わない方向に変わったのであきらめてほしい」と言われ、その後は何の説明もありません。現在に至っているという。

あいおい損保は及川さんの主張にどう答えるのか。同社と代理の坂東司朗弁護士は、取材に対して次のように説明した。「当社が契約をいただいていた車両は、事故を起こされた車両ではなく自動車保険は付保されていませんでした。ですから、保険金の

「通常はない」と答えた。及川さんにも確認したところ、「シルビアの保険を取り消すものだからと説明されて何も疑わずに印したことはありますが、RX7の保険は受けていません。控えももらっていません。もし、RX7の契約を取り消す説明があったなら、そんな書類に簡単に印鑑を押すはずがありません」

と全面否定した。また、この事故で重度後遺障害を負った三塚征良さんの父・誠一さん(56)も、あいおい損保の回答に怒りをあらわにした。「なぜ、嘘を重ねるのか。あいおいは満期更改時に、『車両の買い替えの事実がないことを確認した』と言いますが、事実でしょうか」

三塚さんは及川さんからあいおい損保の手のひらを返すような対応を聞いて驚き、今年2月29日、代理店のA氏を直接訪ねたという。「そのとき私はA氏に『あなたは満期更改時に車両入れ替えなどの確認はしたんですか』とたずねました。そうしたらA氏は、『いえ、入れ替えはないです。ねとかは言ってます。ただ番号は言ってますが……』とあいまいな答えでした。そもそも、わずか1カ月半前に車を買った人が、代理店から車を変えたかとか聞かれ、告知しないことなど考えられませんか」

「交通事故問題を考える国

酒都西条の名酒
品質第一
清酒 白牡丹
ハクボタン
延宝三年創業・三百年の伝統



総発売元
白牡丹株式会社
東広島市西条栄町2-9
醸造元
白牡丹酒造株式会社
東広島市西条本町15-5
(飲酒は20歳を過ぎてから)

支払い対象となりません」
保険は前のシルビアで契約しており、RX7は支払い対象外だというのだ。しかし、実際にはRX7に乗り換えた後に保険が満期更改されている。では、同社は、どうやって車種を確認したのか。それについては、
①満期案内はがきの送付
②本人への電話による継続内容確認(住所の変更、車両の買い替えの事実がないことを確認)
③確認内容の書面送付
④保険証券の送付
の4項目を挙げ、適切な手続きがされたと回答した。英樹さんが亡くなってい

るため正確な経緯を知るのには難しいが、少なくとも同社が実態のない車の保険契約書類を作成したのは事実だし、英樹さんにあいおい損保の保険を継続する意思があったことは間違いないようだ(表の8月8日、中古車販売店の証言を参照)。
また同社は、
「事故発生後の契約事務手続きにおきましては、一部不適切な点があった」と一部非を認めているが、その「非」は、
「11月17日、ご遺族の方と面談した際、契約の取り消し処理をすべきところを不適切な事務手続きにより契

会議員の会」の事務局長で弁護士でもある細川律夫衆院議員は、一連の経緯を踏まえ、こう指摘する。「もし、遺族の主張が事実なら、保険会社としては許されざる行為だ。いずれにせよ、責任があるかないかを左右する重要な手続きが『不適切』という一言で済まされてよいわけがない。金融庁は、契約者と被害者保護の観点からも、しっかりと調査すべきだろう」

契約は、有効なのか無効なのか。契約者とあいおい損保、どちらの言い分が正しいのか……。この判断には、将来を奪われた若者たちと、その家族の人生がかかっている。
及川さんは訴える。「息子はこの事故で亡くなりました。でも、今の私たちに、息子の死に思いを馳せる余裕などありません。まずは、この事故で大きな被害に遭われた被害者の方々の賠償が最優先だと思

っています」